

平成22年度（第4回）

浄土宗宗祖法然上人800年大遠忌記念事業

ともいき
「共生・地域文化大賞」企画助成部門
募集要項

「いのち」の「ともいき」を実感できる社会の実現をめざして

平成22年4月

主 催	浄土宗
後 援	財団法人全日本仏教会
特別協力	総本山知恩院
運 営	特定非営利活動法人きょうとNPOセンター
事 務 局	<small>ともいき</small> 共生・地域文化大賞運営事務局

法然共生

宗祖法然上人800年大遠忌

共生・地域文化大賞の概要

21世紀、世界最大のテーマは「共生」です。
 様々な紛争や環境問題など人類全体の課題の解決も、それぞれの地域の小さな「共生」を実現することから始まります。

◆「共生」とは…

過去も未来も考えず、今が良ければいい。

そのような考えでは、先への不安はつのも、後には後悔しか残りません。

今から2,500年以上前にお釈迦様が示されたみ教え“仏教”は、その後インド・中国・日本へと伝わりました。そして、平安から鎌倉へと時代が移る戦乱の世の中であって、法然上人は、当時の苦しみ悩む全ての人々を救うためのみ教えを見出しました。

そして、今なおその教えは我々と共に生きています。このことは、脈々と仏教を伝えてきた祖師や祖先の“いのち”と共にあると言えるのです。

祖師や祖先から受け継がれてきた“いのち”をいただき、今の世界の状況を見つめ、他の“いのち”の為に出来ることをよく考え、実践して後世に“いのち”を引き継ぐことこそ、“ともいき”なのです。

・きょうせい … 自然や他の生物と共に生きること（共棲）
 =「自然との共生」etc… =横軸（同じ時間軸）のつながり

・ともいき … きょうせい + 過去から未来へとつながる「いのち」と共に生きること。
 =横軸+縦軸（過去・現在・未来）のつながり

浄土宗では、「浄土宗21世紀劈頭宣言」に基づき、平成23年に迎える「法然上人800年大遠忌」の記念事業として、このような取り組みが全国各地で進められるよう支援するため、平成19年に「共生・地域文化大賞」を創設しました。

NPOやボランティア団体の方々が取り組まれている、それぞれの地域での豊かな実践が今後も積極的・継続的になされていくための支援を行う一方、本賞を通じて、浄土宗寺院が積極的に地域文化活動に学び、参加し、または協働モデルを模索することで、「共生社会」の創出に向けて新たな活動を展開したいと考えています。

第4回となる今年度は、賞区分として「表彰部門」「企画助成部門」「アイデア部門」の3部門で募集します。

特に「企画助成部門」では、前回の「助成部門」の内容に加え、通年で適宜助成を行う少額助成制度を実施します。

また、「アイデア部門」では、昨年までの一般の部、中学生以下の部に加え、就学前児童の部を新たに設けました。

【企画助成部門】

地域の活動団体と仏教寺院*や僧侶らの協働による地域文化活動**、または、仏教寺院や僧侶らが独自に取り組む地域文化活動について申請を受け付け、事業費の助成を行います。

※仏教寺院や僧侶らの信仰から発する活動については、その活動が社会課題の解決に結びつくものであれば対象となります。(ビハーラ、自殺防止など) 布教など、「特定の教義の喧伝活動」については対象になりません。

年に1度募集・助成を行う「共生事業助成金」と、地域で小さな共生を実現する活動を支援する「小さな共生助成金」(今年度中に5回審査会・助成)の2種類があります。助成事業の採択については、運営委員会が設置する助成審査会が申請内容を審査の上、決定します。

* 仏教寺院とは、全日本仏教会加盟宗派〈教団〉に所属している寺院、または全日本仏教会加盟の都道府県仏教会〈連盟・連合会〉に加入している寺院とします。

** 「地域の活動団体と仏教寺院の協働による活動」の例

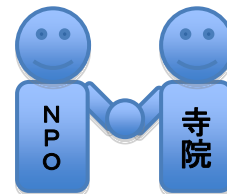
- イ 僧侶が地域の市民団体とともに社会課題の解決に取り組んでいる活動
- ロ 仏教寺院が地域の活動団体に活動場所を提供するだけに留まらず、企画運営にも参加している活動
- ハ 仏教寺院が地域住民の参画の下、宗派を超えたネットワークにより行う活動

(対象となる活動のイメージ)

①主に市民活動団体が
主体となるもの



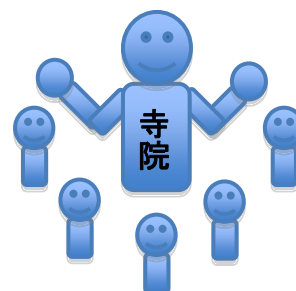
②市民活動団体、仏教寺院
ともに主体となるもの



③主に仏教寺院が
主体となるもの



④仏教寺院独自に主体となるもの***



***** 「④仏教寺院独自に主体となるもの」の例**

- ・寺院や僧侶が中心となって、「命の大切さ」などを伝えるために企画するサロンや講演活動（広く市民を対象）
- ・寺院が核となって企画した地域の防災・防犯に関する活動
- ・引きこもり家庭の悩み相談窓口の設置や傾聴ボランティア等、寺院や僧侶の本来的活動の中から必要性を認識し、派生した取組み・活動
- ・心の豊かさを求める人を対象とした、カウンセリング活動
- ・寺院・僧侶のネットワークによる路上生活者を対象とした炊出しなどの活動
- ・寺院内で組織された婦人会などが企画する子育て支援活動
- ・寺院と檀信徒が一体となり、高齢者世帯・独居高齢者などを対象に行う配食・見守り支援活動
- ・僧侶と学生などが一緒に行う社会課題に対する研究活動
- ・その他、寺院や僧侶が地域の社会資源となり、社会課題の解決に向けた活動

ともいき
○共生事業助成金……1件につき10～50万円 総額150万円

（応募対象団体）

地域文化活動に取り組む市民活動団体（NPO）やボランティア団体などを対象とします。法人格の有無は問いませんが、団体として会則や決算報告書を持ち、組織的に意思決定ができる団体を対象とします。

また、単独（独自）で活動している仏教寺院（僧侶ら）、市民活動団体（NPO）やボランティア団体などと協働で地域文化活動に取り組んでいる仏教寺院（僧侶ら）も対象となります。

※ 以下の団体・活動は対象外となります。

- イ 従来の公益法人（財団・社団法人＝特例民法財団・社団）または社会福祉法人・学校法人など特別法によって定められた公益団体
- ロ 日本国内以外で事業展開をする団体
- ハ 個人活動、サークル活動など
- ニ 営利を目的とする団体
- ホ 政治活動を主たる目的とする団体
- ヘ 市民活動団体が単独で取り組む活動
- ト 特定の教義を喧伝する活動（布教など）

(採択基準)

実現可能性	「寺院と市民活動団体（NPO）の協働」という視点において、協働のパートナーが明確、かつ事業の枠組みや協働のパートナーが明確かつ事業の内容が適切に作成されており、実現可能性があるか
地域性	地域の社会的・文化的・経済的背景を踏まえた企画として、事業活動が展開されていく可能性に期待できるか
継続性	次代を見据えた事業展開として企画内容が明確であり、採択後も継続して事業を実施する体制があるか
協働性	寺院と市民活動団体がパートナーとして協働事業を実施することで、活動がより効果的に展開されるか、また、社会課題の解決に向けて、寺院が市民活動団体にも働きかけることにより、広がりのある活動につながる可能性があるか
寺院の社会性	教義の喧伝など、宗教者として取り組む活動と明確に区別され、信仰心に基づいた活動が社会課題の解決に結びついているか

(助成金について)

- (1) 助成金は平成23年3月31日までに、申請書に記載され、助成決定された用途に基づく経費に使用できます。
- (2) 助成金は、審査会の決定後、所定の手続きを経てお支払いします。また、平成23年6月末日までに、活動報告書および助成金の使用報告書を提出していただきます。
- (3) 助成金は、虚偽の申請・報告、または実施後の報告がないなどの場合には返還を求めることがあります。

(募集期間)

平成22年5月17日（月）～7月9日（金）（当日消印有効・持込み不可）

(応募方法)

- (1) 所定の応募申込書に必要事項を記入のうえ、運営事務局あてに特定記録郵便で郵送してください。FAX、E-mail および持参による提出はできません。
- (2) 任意団体は、応募申込書に以下①～③の書類を添付してください。他薦の場合は以下に類する資料を入手可能な範囲で添付してください。NPO法人は以下の書類の添付は必要ありませんが、登記事項証明書（「現在事項一部証明書」の写しで可）を添付してください。
 - ① 定款、規約、会則など団体の組織運営が分かるもの
 - ② 役員名簿またはそれに準ずるもの
 - ③ 直近の事業報告書と決算書類（設立初年度の団体は事業計画書と予算書）

- (3) 応募申込書は、ホームページからダウンロードいただくか、運営事務局までご請求ください。
- ※ 提出していただいた応募書類は返却いたしません。
- ※ 応募に関する質問は、随時受け付けます。受け付けた質問と回答は原則ホームページで公開します。

(スケジュール)

5月17日(月)	募集開始
7月9日(金)	応募申込締切 当日消印有効
8月中旬～下旬	助成審査会 受理した応募書類について、応募要件や書類の不備などを確認、必要に応じて聞取調査、追加書類提出依頼
9月中旬	全応募団体あて審査結果通知
10月	授賞式・受賞記念パーティ(レセプション)
11月	助成金交付

- ※ 助成採択団体の中から1団体のみ代表として、表彰部門の授賞式にご出席いただきます。(後日、事務局から連絡の上調整させていただきます)

○小さな共生助成金……1件につき1～10万円 総額150万円

地域の身近な課題を解決する小さな「共生」を実現しようとする、地域文化活動に対して、比較的小規模な助成を行うものです。

できるだけ多くの団体に利用していただくため、「共生事業助成金」と比較すると少額となりますが、期間中随時受け付けて、活動の企画から実施までを、時宜に応じて速やかに支援します。

(助成金について)

- (1) 助成金は、申請書に記載された事業、助成決定された用途に基づく経費に使用できます。
- (2) 助成金は、審査会の決定後、所定の手続きを経てお支払いします。また、事業終了後速やかに、活動報告・助成金使用報告書を提出していただきます。
- (3) 助成金は、虚偽の申請・報告、または実施後の報告がないなどの場合には返還を求めることがあります。

- ※ 「対象となる活動のイメージ」、「応募対象団体」、「応募方法」、「採択基準」の項目については、「共生事業助成金」に準じます。

(募集期間)

助成申請は、7月1日(木)以降、平成23年1月25日(火)まで随時受け付

けます。また、審査会を8月以降翌年の1月まで、毎月月末に行いますので、概ね事業実施日1ヶ月以上前の審査会で対応できるよう考慮し、適切に申請ください。

(ただし、12月末は審査会を行いませんので、前後の審査案件となるよう余裕をもって申請ください)

※原則、当該事業終了以降の申請は受け付けません。

(スケジュール)

募集開始日	7月1日(木)
募集終了日	平成23年1月25日(火) 必着
助成審査会	8月～翌年1月までの各月末(12月除く) 受理した応募書類について、応募要件や書類の不備などを確認、必要に応じて聞取調査、追加書類提出依頼
結果の通知	当該審査会から2週間程度で審査結果通知を通知し、以降に助成金を交付します

応募・お問い合わせ先

ともいき

共生・地域文化大賞運営事務局(担当:田口・藤野)

〒600-8104 京都市下京区五条通高倉西入万寿寺町143 いづつビル6階
特定非営利活動法人きょうとNPOセンター内

TEL (075) 353-6292 (月～金曜日 10:00～19:00)

FAX (075) 353-7689

E-mail info@tomoiki.jp

URL <http://tomoiki.jp>

※ 個人情報の取り扱いについて

ご応募いただいた申込書に記載の住所・氏名・電話番号、および電子メールアドレスなど、個人を識別できる情報については、運営事務局において適切に管理するとともに、共生・地域文化大賞の運営および浄土宗内での研究以外の用途には使用しません。